

【フランス】サイバー攻撃によるリスクへの対処及び犯罪対策の強化 —2023-2027年の内務省の方針及び計画に関する法律—

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2023年1月24日、サイバー攻撃を受けた場合の保険金支払条件の厳格化や犯罪対策の強化など、2023-2027年における内務省の施策に係る計画等をまとめた法律が成立した。

1 制定の背景

フランスの内務・海外領土省（以下「内務省」）は、組織犯罪・テロリズム対策を始めとして多岐にわたる分野を所管している。2022年9月7日、ダルマナン（Gérald Darmanin）内務大臣は、サイバー攻撃によるリスクに対する補償、犯罪対策の強化を始め、2023-2027年における内務省の所管事項に係る方針及び計画を定める法案を大臣会議に提出した。同法案は、大臣会議で採択された後、フランス上院に送付され、上下両院の審議を経て同年12月14日に最終的に可決された。同法案は合憲性審査に付されたが、2023年1月19日、憲法院は一部を除いて合憲と判示した¹。この結果を受け、同月24日、「内務省の方針及び計画に関する法律第2023-22号」²が成立し、一部を除いて同月26日に施行された。

2 主な内容

本法律は全29か条及び内務省の近代化に関する計画を定める附則から成る。本稿では、①ネットワーク関連の規定及び②性差別に基づく犯罪等への対策強化に関する規定を紹介する。

(1) ネットワーク関連の規定（サイバー攻撃を受けた場合の保険金支払条件の厳格化）

フランスでは、企業、行政、公施設法人、病院、個人がランサムウェア³を用いたサイバー攻撃（以下「ランサムウェア攻撃」）の被害にあっているとされる⁴。しかし、被害者の多くが告訴しないため⁵、捜査当局による迅速な対処や実際の被害に関する正確な情報の収集が困難であるともされる。また、フランス政府は、ランサムウェア攻撃を受けたとしても身代金を支払わないようにとウェブサイトを通じて呼び掛けているが⁶、攻撃を受けた企業の中には支払ってし

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年4月7日である。

¹ 本法案に関する合憲性審査は、60人以上の下院議員の請求によるもの。審査の結果、第10条（サイバー犯罪についての偽名による捜査）及び第18条（捜査補助員）の一部の文言のほか、第15条（議員に対する暴力への処罰強化）が、法律の本来の目的とは無関係の規定（便乗立法）として削除された。

² Loi n° 2023-22 du 24 janvier 2023 d'orientation et de programmation du ministère de l'intérieur. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047046768>>

³ 感染させた端末内のデータを暗号化などによって利用できない状態にした上で、そのデータを利用できる状態に戻すことと引換えに身代金を要求するマルウェアの名称。「マルウェア「ランサムウェア」の脅威と対策（脅威編）」2022.5. 警視庁ウェブサイト <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/joho/ransomware_threat.html>

⁴ 以下、条文の制定・改正の背景については、本法律の審議において上下各院の第一読会の際に提出された報告書（Marc-Philippe Daubresse et Loïc Hervé, Sénat Rapport, N° 19, 2022.10.5, pp.30-31. <<https://www.senat.fr/rap/122-019/122-0191.pdf>>; Xavier Batut, Assemblée Nationale Rapport, N° 436, 2022.11.4, p.42. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion_lois/116b0436_rapport-fond.pdf>)を参照した。

⁵ フランスでは、ランサムウェア攻撃の被害についての告訴義務はなく、被害を受けた企業が世評を気にして告訴しないことが指摘されている。

⁶ “Rançongiciel ou ransomware, que faire ?,” 2019.11.20. Assistance aux victimes de cybermalveillance website <<https://www.cybermalveillance.gouv.fr/tous-nos-contenus/fiches-reflexes/rancongiels-ransomwares>>

まうものもある。これについて、第5条は、ランサムウェア攻撃を含むサイバー攻撃を受けた場合の保険金支払条件について定める。同条は、被害者による告訴を促進するため、当該攻撃による損失及び損害について、被害者が、攻撃があったことを知ってから72時間以内に告訴した場合に限り、保険による補償を受けることができることを定める（保険法典⁷第12-10-1条の新設）⁸。同条は2023年4月24日から施行される。

このほか、第11条は、治安・救急部門の各組織が使用する従来の無線通信ネットワークに代替する「未来の無線通信ネットワーク（réseau radio du futur: RRF）」に関する用語を定義する（郵便・電子通信法典⁹L.第32条の改正）¹⁰。RRFは、第4世代移動通信システム（4G）及び第5世代移動通信システム（5G）を利用する超高速無線通信ネットワークであり、2024年に運用が開始される予定である。

（2）犯罪対策（性差別的侮辱罪に対する刑罰の引上げ等）

第14条は、性差別的侮辱（outrage sexiste）に科す刑罰を引き上げる。性差別的侮辱には、公共空間又は公共交通機関において行われる性差別的言動・行為や性的露出等が該当する¹¹。これまで当該侮辱に対しては、刑法典¹²第621-1条に基づき、第4級の違警罪¹³として750ユーロ以下の罰金が科され、加重事由（被害者が未成年者、加害者が複数人等）に該当する場合は第5級の違警罪として3,000ユーロ以下の罰金が科されていた。本法律第14条は、加重事由に該当する性差別的侮辱を軽罪（délit）に引き上げ、3,750ユーロ以下の罰金を科すとともに、原則300ユーロの定額罰金（amende forfaitaire）¹⁴の適用対象とする（刑法典第621-1条の削除及び同第222-33-1-1条の新設）。さらに、性差別的侮辱の再犯を加重事由に加えた。また、加重事由に該当しない性差別的侮辱は、2023年3月30日のデクレ（政令）第2023-227号¹⁵第1条により第5級の違警罪に引き上げられ、さらに性差別対策に関する研修及び公益奉仕活動を科され得る。これらの規定は、2023年4月1日に施行された。

このほか、第12条は、対面による告訴の原則を見直し、あらゆる刑事事件の被害者がテレビ会議システムを使用して告訴し、警察の聴取を受ける権利を認める（刑事訴訟法典¹⁶第15-3-1-1条の新設）。また、フランス国内での捜査活動を強化するために司法警察官（officier de police judiciaire: OPJ）の人員を増やす必要が指摘されていたことから、第17条は、憲兵の下士官及び国家警察官がOPJとしての権限を行使するための要件を緩和した（同法典第16条の改正）。

⁷ Code des assurances. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006073984>

⁸ 同条の規定について、上院審議の段階では、被害者による身代金の支払を補償するものであることが明記されていたが、下院審議において身代金に関する文言が削除された。身代金の支払の補償について法律に明記することで政府が支払を容認していると認識され、犯罪者がフランスの団体を攻撃対象に選ぶ懸念があることが理由である。

⁹ Code des postes et des communications électroniques. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070987>

¹⁰ 治安・救急部門の各組織が利用する従来の無線通信ネットワークについては、維持費が高額である、地域により普及率が異なる、低速通信のため大容量の画像・データの送受信が困難である等の問題が指摘されていた。

¹¹ こうした言動又は行為が被害者に対して繰り返し行われる場合はセクシュアルハラスメントに該当し、2年以下の拘禁刑及び30,000ユーロ以下の罰金（加重事由に該当する場合には3年以下の拘禁刑及び45,000ユーロ以下の罰金）を科される（刑法典第222-33条）。なお、1ユーロは142.31円（令和5年4月分報告省令レート）。

¹² Code pénal. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719>

¹³ フランスでは、犯罪は、罪が軽い順に違警罪、軽罪及び重罪に分類され、違警罪はさらに第1級～第5級に分類される。違警罪は、主に罰金刑、一定の権利剝奪刑又は権利制限刑、補充刑（peine complémentaire。主刑を補充するもの。）及び損害賠償制裁により処罰される。

¹⁴ 違反者が調書作成者に所定の金額を罰金として支払うことにより、公訴権が消滅するという制度。

¹⁵ Décret n° 2023-227 du 30 mars 2023 relatif à la contravention d'outrage sexiste et sexuel. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047377570>>

¹⁶ Code de procédure pénale. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071154>